

# 高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について（報告（案））概要

## 現状と制度化の意義

資料2-1

- 中学校で通級による指導（※1）を受けている生徒数は年々増加（H5：296人→H26：8,386人（約28倍））。他方、高等学校では、これら生徒等に対する指導・支援は、通常の授業の範囲内の配慮や学校設定教科・科目等により実施。  
(※1) 大部分の授業を通常学級で受けながら、週に1～8単位時間程度、障害による困難を改善・克服するための特別の指導を別室等で受ける形態
- 「インクルーシブ教育システム」の理念も踏まえ、高等学校が適切に特別支援教育を実施（※2）できるようにするため、高等学校においても、障害に応じた特別の指導を行えるようにする必要。
- （※2）高等学校においても、障害のある生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う旨が規定（学教法）

## 制度設計の在り方

- 基本的な考え方は小中学校と同様としつつ、①教育課程の編成、②単位による履修・修得、卒業認定制度、③必履修教科・科目等、④全日制、定時制及び通信制、といった高等学校における教育の特徴を十分に踏まえて制度を設計する必要。

教育課程上の位置付け	<u>通常の教育課程に障害に応じた特別の指導を加えることができるよう</u> にする必要。（学習指導要領への位置付け、単位認定・学習評価の在り方、高等学校教育の共通性と多様性のバランスを踏まえた単位数の在り方（必履修教科・科目、卒業要件単位数との関係等）といった論点について、中教審における学習指導要領改訂の議論の中で更に検討）
指導の対象	対象となる障害種は、 <u>小中学校における通級による指導の対象</u> （※3） <u>と同一</u> とすることが適当。 (※3) 言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱及び身体虚弱
指導内容	指導の内容は、 <u>障害のある生徒が自立と社会参加を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための指導</u> （特別支援学校の自立活動に相当）とする。
指導形態	<u>自校通級</u> （通学の負担がない、担当教員に相談しやすい、他教員との連携が取りやすい） <u>、他校通級</u> （グループ指導が実施しやすい、生徒の自尊感情に配慮できる）それぞれのメリットや地域の実態を踏まえ、効果的な実施形態を選択。
判断手続き等	①学校説明会等での説明、②生徒に関する情報収集・行動場面の観察、③生徒・保護者へのガイダンス、④校内委員会等での検討、⑤教育委員会による支援、⑥生徒・保護者との合意形成のプロセス等を参考に、学校・地域の実態も踏まえ実施。
担当教員に必要な資格	高等学校教諭免許状を有することに加えて、特別支援教育に関する知識を有し、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導に専門性や経験を有する教員（特定の教科の免許状を保有する必要はない）。

## 制度化に当たっての充実方策

- 国は、必要な教員定数の加配措置や教員の専門性の向上、施設整備の参考となる指針の提示等の方策を実施する必要。
- 教育委員会は、教育支援委員会・専門家チームの活用による支援体制強化や、中学校からの迅速な引継ぎ・連携体制の構築に努める必要。
- 高等学校は、学校全体として特別支援教育に取り組む体制や関係機関とのネットワークの活用等に努める必要。

# 高等学校における通級による指導の導入に向けた今後のロードマップ

